

(抜粋)

社援発 0625 第 10 号
老 発 0625 第 9 号
障 発 0625 第 1 号
こ 支 障 第 178 号
令和 8 年 6 月 25 日

各

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)
こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）

社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 51 号。以下「改正法」という。）については、本日公布され、順次施行することとされたところです。

改正法の主な内容については下記のとおりですので、御了知の上、関係団体、関係機関等へ周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

第 1 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部改正

- 1 福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務に関する事項
(1) 国及び地方公共団体が、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるに当たって連携に配慮するよう努める関連施策として、防災に関する施策並びに消費者の

利益の擁護及び増進に関する施策を追加する。（第6条第2項関係）

（2）その他所要の改正を行う。

- 2 社会福祉法人が解散する場合の残余財産の帰属先を社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者又は地方公共団体のうちから選定されるようにしなければならないものとする。（第31条第6項関係）

- 3 社会福祉事業等従事者の確保のための協議会に関する事項

（1）都道府県は、社会福祉事業等従事者の確保を図るため、当該都道府県の区域内における市町村、公共職業安定所、都道府県福祉人材センター、介護労働安定センター、社会福祉事業等従事者の確保に関する業務を行う団体、教育機関、社会福祉事業等を経営する者の事業所又は施設その他の関係機関により構成される協議会を置くよう努めるものとする。（第92条の2関係）

（2）（1）の協議会は、次に掲げる状況その他の実情について必要な情報の交換を行うとともに、当該実情に応じた社会福祉事業等従事者の確保のための方策について協議を行うものとする。（第92条の3第1項関係）

イ 地域における社会福祉事業等従事者の養成及び職場への定着の状況

ロ 地域における社会福祉事業等への関心を高めるための広報の状況

ハ 社会福祉事業等を経営する者の事業所又は施設における社会福祉事業等従事者の確保のための取組の状況

ニ その他社会福祉事業等従事者の確保の状況

（3）その他所要の改正を行う。

- 4 介護福祉士等に係る離職者等届出について、現に業務に従事している場合においても届け出るよう努めなければならないものとする。（第95条の3第1項関係）

- 5 地域福祉の推進に関する事項

（1）支援会議に関する事項

イ 市町村は、支援関係機関、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者により構成される支援会議を組織することができるものとする。（第106条の3の2第1項関係）

ロ イの支援会議は、他の法律に基づく会議（地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に関する検討を行うものに限る。）において地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の内容の検討が十分になされていない場合において、当該地域住民に対する支援の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、当該地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。（第106条の3の2第2項関係）

ハ その他所要の改正を行う。

（2）重層的支援体制整備事業実施計画の見直しに関する事項

イ 市町村が重層的支援体制整備事業を実施するときに策定するよう努めるものとされている重層的支援体制整備事業実施計画の記載事項として次に掲げる事項を定める。（第106条の5第1項関係）

(イ) 重層的支援体制整備事業の実施により地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の方向性に関する事項

(ロ) 重層的支援体制整備事業の実施による支援関係機関の機能の強化に係る目標に関する事項

(ハ) 重層的支援体制整備事業の実施による支援関係機関相互間の連携の促進に係る目標に関する事項

(ニ) 重層的支援体制整備事業実施計画の達成状況の評価に関する事項

(ホ) (イ) から (ニ) までに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

ロ 市町村は、定期的に、その策定した重層的支援体制整備事業実施計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、当該評価の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、重層的支援体制整備事業実施計画を変更するものとする。(第 106 条の 5 第 3 項関係)

(3) 小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業に関する事項

イ 小規模市町村(その人口規模、その人口の減少の状況等からみて福祉サービスを提供する体制の確保に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市町村として厚生労働省令で定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制の整備を促進するため、次に掲げる社会福祉法に基づく事業及び関係法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境として地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等と支援関係機関との連携又は協働が促進される体制を一体的に整備する事業として、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を行うことができるものとする。(第 106 条の 6 第 1 項、第 2 項関係)

(イ) 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、関係法律に基づく事業を一体的に行う事業

(ロ) 地域住民等から支援関係機関に対する地域生活課題の解決に資する支援の求め及びこれに対する支援関係機関による支援の円滑な実施、地域住民等による地域福祉の推進に係る取組における支援関係機関の参画の円滑な確保その他の地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等及び支援関係機関の相互の連携又は協働の促進のための事業

(ハ) 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う環境の整備その他厚生労働省令で定める援助を行うため、関係法律に基づく事業を一体的に行う事業

- ロ 小規模市町村は、厚生労働省令で定める小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業に従事する職員及びその員数に関する基準に従い、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を行うものとする。（第 106 条の 6 第 3 項関係）
- ハ 都道府県は、小規模市町村が小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を実施する場合において、必要と認めるときは、当該小規模市町村において地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、当該小規模市町村の求めに応じ、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならないものとする。（第 106 条の 6 の 2 第 1 項関係）
- ニ 都道府県は、小規模市町村が小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を実施する場合において、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援を自ら行うときは、当該小規模市町村との密接な連携の下に行うものとする。（第 106 条の 6 の 2 第 2 項関係）
- ホ 小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業の実施に要する費用は、小規模市町村の支弁とする。（第 106 条の 7 第 2 項関係）
- ヘ 国及び都道府県は、小規模市町村に対し、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業の実施に要する費用に充てるための交付金を交付するものとする。（第 106 条の 9 の 2、第 106 条の 9 の 3 関係）
- ト 小規模市町村が小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を実施する場合は、関係法律に基づく事業についての市町村の支弁に係る費用から小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業の実施に要する費用を除くものとする。（第 106 条の 12 関係）
- チ その他所要の改正を行う。

（４）地域福祉推進協力団体に関する事項

- イ 市町村長は、次に掲げる地域福祉の推進に資する活動を行う民間団体として、地域福祉推進協力団体を委嘱することができるものとする。（第 106 条の 13 第 1 項、第 2 項関係）
 - （イ） 地域における支援関係機関の取組その他の地域福祉の推進に係る取組に関し地域住民等の理解を深めること。
 - （ロ） 地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等及び支援関係機関に対し、当該地域福祉の推進に係る取組の方法その他当該取組に関する情報の提供その他の協力をする事。
 - （ハ） 地域福祉の推進のために必要な情報を市町村に提供することその他国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をする事。
- （ニ） （イ） から （ハ） までに掲げるもののほか、地域福祉の推進に資する活動であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。
- ロ 市町村長は、地域福祉推進協力団体に対し、イ（イ） から （ニ） までに掲げる活動に資するよう、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなけれ

ばならないものとする。（第 106 条の 13 第 3 項関係）

ハ その他所要の改正を行う。

（5）高齢者及び障害者による成年後見制度等の適切な利用の支援に関する事項

イ 市町村は、高齢者及び障害者による成年後見制度又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 2 項第 2 号に掲げる事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業（以下「成年後見制度等」という。）の適切な利用の支援のため、次に掲げる事務の実施に努めるものとする。（第 106 条の 15 第 1 項関係）

（イ）地域において高齢者又は障害者の権利利益の擁護に係る支援に従事する者に対し、当該者が行う当該支援につき、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の援助を行い、併せて成年後見制度等の利用に係る調整その他の地域における高齢者又は障害者に対する権利利益の擁護に係る支援に関する業務を行う関係機関及び民間団体（以下「関係機関等」という。）との連絡調整を行うこと。

（ロ）ハの会議の運営その他関係機関等その他の関係者との連携体制の整備を行うこと。

（ハ）（イ）及び（ロ）に掲げる事務のほか、成年後見制度等の利用につき、高齢者及び障害者並びにこれらの家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関等との連絡調整を行うこと。

ロ 市町村は、地域における成年後見制度等の適切な利用の支援の中核的な役割を担う機関として、イ（イ）から（ハ）までに掲げる事務を行うことを目的とする地域権利擁護相談支援センターを設置することができるものとする。（第 106 条の 16 第 1 項、第 2 項関係）

ハ 市町村は、関係機関等その他の関係者により構成される会議を組織することができるものとし、当該会議はイ（イ）から（ハ）までに掲げる事務の効果的な実施のために必要な情報の交換を行うとともに、地域の実情に応じた高齢者及び障害者に対する成年後見制度等の適切な利用の支援のために必要な体制の整備に関する検討を行うものとする。（第 106 条の 17 第 1 項、第 2 項関係）

ニ その他所要の改正を行う。

（6）市町村が策定するよう努めるものとされている市町村地域福祉計画及び都道府県が策定するよう努めるものとされている都道府県地域福祉支援計画の記載事項として、地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項を定める。（第 107 条第 1 項第 6 号、第 108 条第 1 項第 6 号関係）

（7）災害時福祉業務に従事する者の確保に関する事項

イ 厚生労働大臣は、都道府県知事の求めに応じて、災害が発生した区域に派遣

されて災害時における福祉サービスの提供を行う災害時福祉業務に従事する旨の承諾をした者（保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師その他当該災害時福祉業務に関する必要な知識及び技能を有する者であって厚生労働大臣が実施する研修の課程を修了したことその他の厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。）を災害時福祉業務従事者として登録するものとする。（第 108 条の 2 第 1 項関係）

ロ イの登録は、厚生労働省令で定めるところにより、災害時福祉業務に従事する旨の承諾をした者の申請により行うものとするほか、所要の手續に係る規定を整備する。（第 108 条の 2 第 2 項、第 108 条の 3～第 108 条の 5 関係）

ハ 都道府県知事は、災害が発生した場合であって必要があると認めるときは、災害時福祉業務従事者に対し、災害時福祉業務に従事することを要請することができるものとする。（第 108 条の 6 第 1 項関係）

ニ 国は、災害時福祉業務従事者に対する災害時福祉業務に関する研修及び訓練の機会の提供その他必要な援助を行うものとし、都道府県は、災害時福祉業務従事者に対する災害時福祉業務に関する研修及び訓練の機会の提供その他必要な援助を行うよう努めるものとする。（第 108 条の 7 第 1 項、第 2 項関係）

ホ その他所要の改正を行う。

6 社会福祉連携推進法人制度の見直しに関する事項

（１）社会福祉連携推進法人の業務として、金銭以外の資産の貸付けその他の社員（社会福祉法人に限る。）が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な金銭以外の資産を備えるための支援として厚生労働省令で定めるものを追加する。（第 125 条第 5 号関係）

（２）社会福祉連携推進法人は、当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務を実施する区域において、第二種社会福祉事業において提供される必要な福祉サービスの提供が十分に行われておらず、かつ、行われる見込みがない場合において、当該社会福祉連携推進法人により当該必要な福祉サービスの提供ができ、かつ、当該提供が当該社会福祉連携推進法人が行う社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼさないことにつき当該社会福祉連携推進法人に係る社会福祉連携推進認定をした認定所轄庁の認可を受けたときは、当該必要な福祉サービスの提供に係る第二種社会福祉事業を行うことができるものとする。（第 132 条第 5 項関係）

（３）社会福祉連携推進法人の代表理事を再度選定する場合の認定所轄庁の認可を不要とする。（第 142 条関係）

（４）その他所要の改正を行う。

7 福祉サービス利用援助事業の見直しに関する事項

（１）福祉サービス利用援助事業について、その対象者を精神上の理由又は近隣に居住する家族がいないことその他の理由により日常生活又は社会生活を営むのに支障がある生計困難者とするとともに、福祉サービスの利用の援助に加えて、保健

医療サービス又は葬祭その他の生計困難者が死亡した場合に必要なサービスの利用の援助を行う事業に改める。（第2条第3項第12号関係）

（2）その他所要の改正を行う。

8 その他所要の改正を行う。

第2 介護保険法の一部改正

1 国及び都道府県の責務に関する事項

（1）国は、介護サービスの提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い介護サービスの提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組の推進に関する施策を講じなければならないものとする。（第5条第2項関係）

（2）都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をするに当たっては、質の高い介護サービスの提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組が促進されるようにしなければならないものとする。（第5条第4項関係）

2 電子資格確認の導入、被保険者証の返還等に関する事項

（1）「被保険者証の提示等」とは、被保険者証の提示、電子資格確認（居宅サービス等を受けようとする要介護被保険者等が、市町村に対し、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、当該要介護被保険者等の資格に係る情報の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村から回答を受けて当該情報を当該居宅サービス等を提供する事業所又は施設に提供し、当該事業所又は施設から当該情報の確認を受けることをいう。）その他厚生労働省令で定める方法をいうものとする。（第7条第10項関係）

（2）被保険者は、その資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、被保険者証の返還その他の厚生労働省令で定める措置をとらなければならないものとする。（第12条第4項関係）

（3）被保険者証の添付、記載、返付等に関する規定の整備を行う。（第27条第1項、第7項、第9項等関係）

（4）指定居宅サービスを受けようとする居宅要介護被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、自己の選定する指定居宅サービス事業者について、被保険者証の提示等により、当該指定居宅サービスを受けるものとする。（第41条第3項関係）

（5）その他所要の改正を行う。

3 特定施設に関する事項

（1）「特定施設」とは、第6の4（6）の登録有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、地域密着型特定施設でないものをいうものとする。（第

社会福祉法等の一部を改正する法律の広報資料について

厚生労働省 老健局

社会福祉法等の一部を改正する法律(令和8年法律第51号)の概要

改正の趣旨 質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化します。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

(1) 小規模市町村における包括的な支援体制の整備

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業を新設するとともに、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置できるようにします。

※ 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野を超えた基準へ柔軟化し、地域住民の取組との協働を促進します。

(2) 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型（特定地域サービス）を新設します。また、地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設します。あわせて、事業者間の連携強化や事業継続の仕組みを構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点事業を新設します。

(3) 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図ります。

(4) 成年後見制度等の適切な利用の支援

成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようにします。

(5) 有料老人ホーム制度の見直し

中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入します。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」を新設し、利用者負担を求めます。

(6) 介護保険事業（支援）計画の見直し

介護サービス量等の中長期推計および医療・介護連携に関して介護保険事業（支援）計画を見直すとともに、電子資格確認の導入など、介護被保険者証に関する見直しを行います。

2. 福祉人材の安定的な確保および定着支援

(1) 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上や経営改善支援等の取組促進を国および都道府県の責務とし、当該取組の促進のため、関係者の連携を図る協議会を設置します。

(2) 介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し

令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は資格を持てることとします。また、准介護福祉士資格を廃止します。

(3) ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止

介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制を廃止し、法定研修の見直しを行います。

3. 支援基盤の強化等

(1) 社会福祉連携推進法人制度の活用推進

社会福祉連携推進法人が実施できる業務を追加します。また、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加します。

(2) 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化

災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録制度を整備します。

1.(3) 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者の方や判断能力が不十分な方などが、地域で安心して生活をするよう、日常の金銭管理をはじめとする日常生活支援、入院や入所の手続、亡くなった後の手続など、これまで家族や親族が担ってきた生活上の課題に対応する仕組みが求められています。

見直し内容①

こうした課題に対応するため、**日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後の事務支援などを利用者のうち一定割合以上に無料または低額で提供する事業を、第二種社会福祉事業として位置付け**、多様な主体が支援の提供を担えるようにします。



対応すべき新たな課題

社会状況の変化

- ・単身世帯等の増加
- ・成年後見制度の見直しの動き

生活上の課題の例

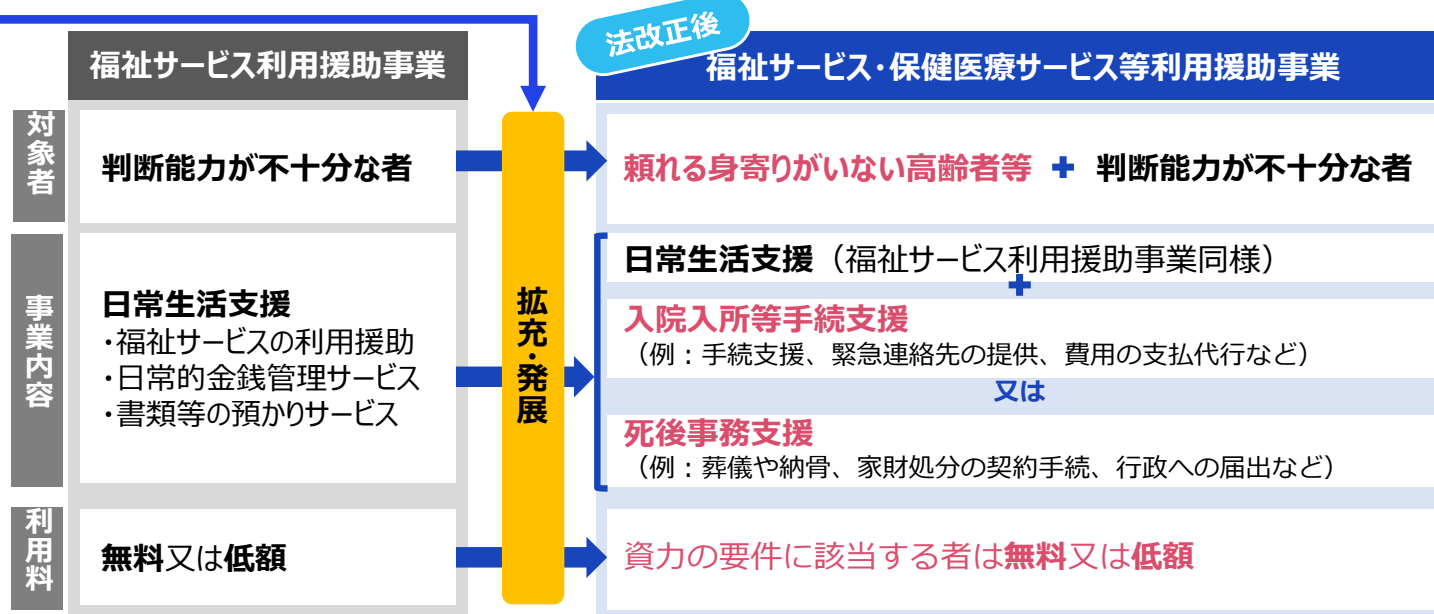
- ・緊急連絡先がなく、入院等の手続が進められない
- ・医療費等の支払いが難しい
- ・亡くなった後の手続を行う人がいない
- ・空き家や家財の処分ができない

見直し内容②

あわせて、福祉の各分野（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制に関しても、**頼れる身寄りがいない高齢者等からの相談対応等を明確に位置付ける（※1）**とともに、**地域ケア会議の実施等を通じて関係者間の連携を推進（※2）**し、課題解決を進めます。

（※1）頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応について、地域包括支援センターによる総合相談支援事業（高齢者分野）、生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮分野）、障害者相談支援事業（障害福祉分野）の対象として明確化等を行う

（※2）地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援事業所が市町村からの直接委託を受けて実施可能とする



「頼れる身寄りがいない高齢者等支援体制構築に係る研究会」設置要綱

1. 目的 単身世帯の増加や家族関係の変化により、頼れる身寄りがいない高齢者に対する支援の必要性が高まっている。

国による日常生活自立支援事業の拡充等の動きを踏まえ、静岡県独自の法的・実務的支援体制を構築するため、本研究会を設置する。

2. 所掌事項 本研究会は、前項の目的を達成するため、以下の事項について協議・検討を行う。

- **相談支援体制と人材育成:** 終活や司法事務等の幅広い知識が求められる中での、職員の支援スキル向上と研修体制の検討。
- **新たな事業(新日自)の実施検討:** 国が検討する日常生活自立支援事業の拡充を見据え、県内での法的・実務的な支援体制を構築する。県・市町と県社協・市町社協の連携体制・役割分担を整理し、新たな事業の効果的な実施体制を検討する。
- **地域資源のネットワーク化と役割分担の整理・広報啓発:** 各関係機関(地域包括支援センター、ケアマネジャー等)との連携手法や役割分担を整理し、各市町での体制構築方法の広報啓発を行う。
- **財源確保と持続可能な運営モデル:** 公的財源の確保や、県と県社協が共同で管理する「基金(ファンド)」創設の検討。

3. 構成員 研究会は、法律知識等を持つ専門家を含め、以下の分野から構成する。

- 行政(県・市町担当課)
- 社会福祉協議会(県・市町)
- 司法・法務関係者(弁護士、司法書士等)

4. 組織及び運営

- (1) 本研究会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- (2) 本研究会の会議は、必要に応じて座長が招集し、その議長となる。
- (3) 本研究会における協議事項をより実務的かつ具体的に検討するため、必要に応じて本研究会の下に実務担当者等で構成する作業部会(ワーキンググループ)を置くことができる。
- (4) 座長が特に必要と認めたときは、構成員以外の関係者(行政各部局、関係団体等)に会議への出席を求め、協議資料への意見聴取や説明を求めることができる。

5. 庶務 本研究会の庶務は、静岡県社会福祉協議会 生活支援部 権利擁護課において処理する。

静岡市終活支援研究会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、市民が安心して最期の時を迎えられるように、人生の最期に関する包括的な支援、いわゆる終活（病気や介護、終末期医療、死後の葬儀や支払い等への対応について予め準備しておくことをいう。以下同じ。）支援を実施するに当たり、終活支援施策に関し専門職等と意見交換を行いよりよい終活支援施策を進めていくため、静岡市終活支援研究会（以下「研究会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について、委員の意見を聴き又は委員との意見交換を行うものとする。

- (1) 静岡市の終活支援の実施の現状、課題及び対策の整理に関すること。
- (2) 終活支援事業又は事業者の現状及び課題の整理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために市長が必要があると認める事項

(組織)

第3条 研究会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 終活支援優良事業者
- (3) 終活支援に関し優れた識見を有する者
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の3月末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 研究会は、市長が招集する。

2 研究会は、必要があると認めるときは、研究会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、保健福祉長寿局地域支え合い推進部安心感がある温かい社会推進課

において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。